

令和 8 年 3 月 16 日

医療機関 管理者 様

鹿児島県保健福祉部感染症対策課長

鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画タイムラインの策定
について（通知）

本県の保健福祉行政につきましては、かねてから格別な御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記タイムラインについて、別添のとおり、策定しましたので、通知します。

（策定の目的）

- 1 鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画タイムライン（県内初発）
県内における新型インフルエンザ等の初発生時の初動対応の基本的な流れを整理するとともに、今後の訓練・研修等の基礎資料とするため策定するもの
- 2 鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画タイムライン（本庁・県対策本部）
鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画タイムライン（医療機関・保健所・環境保健センター）
県内における新型インフルエンザ等対策の準備期、初動期、対応期の全体的な流れを項目毎に整理し、医療機関・保健所・環境保健センター等の関係者の県行動計画に対する理解を深めることに生かすほか、各機関におけるタイムライン作成や訓練・研修等の基礎資料とするため策定するもの

（送付資料）

- 鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画タイムライン（県内初発）
- 鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画タイムライン（本庁・県対策本部）
- 鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画タイムライン（医療機関・保健所・環境保健センター）

【問い合わせ先】

感染症対策課感染症対策調整係 担当：木下
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
電話：099-286-5704 FAX099-286-5551
メール：kansench@pref.kagoshima.lg.jp

鹿児島県新型コロナウイルス対策行動計画タイムライン（県内初発）

- ・内閣感染症危機管理統括庁「新型コロナウイルスの国内発生時等のタイムライン（スケジュール例）」（令和7年4月11日）におけるT3の1w～1m以降の時間経過を想定している。
- ・訓練等により検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

時間	国・JIHS	対策本部 （感染症対策課）	保健所	環境保健センター	受入先医療機関 感染症指定医療機関 及び協定締結医療機関	市町村		
0hr ～3hr	○必要に応じて、関係省庁対策会議、政府対策本部、緊急連絡会議等を実施（統括庁） ○必要に応じ、リスク評価結果を踏まえた感染対策の見直し、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言の検討（統括庁） ⇒都道府県宛て要請、関係業界等への周知（厚生労働省） ○既存治療薬・ワクチンの研究開発の継続（JIHS）	【医療機関における疑似症患者の覚知（県内発生）】 ○厚労省、県医師会、関係消防機関、関係保健所へー報 ○情報整理、プレス案準備 ○国とのプレス調整開始	○医療機関から発生届（疑似症）を受理、感染症対策課・感染症指定医療機関へー報 ○隔離決定、入院調整 ○疑似症患者の受入先医療機関への移送 ○確定検査のため、検体を環境保健センターへ運搬 ○濃厚接触者が宿泊施設へ移送	→ ← → ← ↙ ○検体受取、PCR検査開始	○患者受入準備			
3hr ～6hr					感染拡大防止措置開始（接触者の特定、健康監視等）			
6hr ～9hr					○プレス発表（県）・マスコミ対応	○発生届（確定例）を受理 ○確定の報告を受け、接触者に対する健康監視	○PCR検査結果判明（陽性）、感染症対策課及び保健所に報告	
初発対応以降		患者確定、県による公表						
		○県民に対する情報発信※以後随時				○住民に対する情報発信※以後随時		
		○国の要請を受けて、必要に応じ、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言の基づく対応の実施 ○必要に応じてコールセンターの拡充	○必要に応じた体制の強化（相談対応、積極的疫学調査の実施、入院勧告・措置、入院調整、移送等）	○必要に応じた体制の強化	○必要に応じた体制の強化（協定締結医療機関の受入体制、ICTによる院内感染防止等）	○緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市町村対策本部を設置 ○特定接種・住民接種の実施 ○県の実施する健康観察及び生活支援への協力 ○住民の生活及び社会経済活動の安定の確保を対象とした対応の実施		

〈県内初発時の詳細な動き〉 ※地域・時間帯によっては、患者搬送や検体搬送により時間を要する可能性があるため、時間は目安である。

時間	保健所	感染症指定 医療機関	環境保健センター	対策本部
0hr	発生届（疑似症例）受理			厚労省、県医師会、関係消防機関、関係保健所へー報 プレス案の作成
1hr	搬送（保健所）	入院 検体採取（発生届（疑似症）届出医療機関が未提出の場合）		プレスリリースの調整（国）
2hr	積極的疫学調査開始	輸送（保健所） （発生届（疑似症）届出医療機関分を含む）	PCR検査 ※6時間を想定	
3hr	濃厚接触者の検査調整	搬送（保健所） 検体採取 （宿泊施設へ搬送）		
4hr		輸送（保健所）	PCR検査 ※6時間を想定	
8hr～	患者・感染症指定医療機関に結果の連絡 発生届（確定例）受理 患者へ公表の説明	発生届（確定例）届出	陽性確定	プレスリリース

※本タイムラインは、県保健所の管内で発生した場合を想定している。

鹿児島県新型コロナウイルス等対策行動計画タイムライン（本庁・県対策本部）

	準備期	初動期	対応期			
			封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特指法によらない基本的な感染対策に移行する時期
実施体制	○県行動計画の見直し ○実践的な訓練の実施 ・関係機関・医療機関との訓練 ○体制整備・強化 ○市町村・指定地方公共機関等の行動計画等の作成や体制整備・強化 ○国及び市町村等の連携の強化	○新型コロナウイルス等の発生の疑いを把握した場合の措置 ・関係部局等間の情報共有 ・県対策本部室の枠組みを活用した会議等の開催、初動対応の協議 ○新型コロナウイルス等の発生が確認された場合の措置 ・ 県対策本部の設置 ・県行動計画、県BCPに基づく必要な人員体制の強化のための全庁的な対応	○基本となる実施体制の在り方 ・対策の実施体制（体制整備、リスク評価を踏まえた地域の実情に応じた対策の実施） ・県による総合調整及び指示 ・職員の派遣・応援への対応 ○まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等について ・まん延防止等重点措置、緊急事態宣言の要請（国あて） ・県によるまん延防止等重点措置、緊急事態宣言に基づく要請又は命令（事業者等あて）			○ 県対策本部の廃止
情報収集・分析	○実施体制（積極的疫学調査や臨床研究に資する情報収集の体制整備）		○実施体制（新型コロナウイルス等に関する情報収集・分析及びリスク評価の実施のための体制強化）			
	○情報漏えい等への対策 ○訓練 ○DXの推進	○リスク評価 ・情報収集・分析に基づくリスク評価	○リスク評価 ・情報収集・分析に基づくリスク評価 ・リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施 ・情報収集・分析から得られた情報や対策の共有			
サーベイランス	○実施体制（感染症サーベイランスの実施体制の整備） ○平時に伴う感染症サーベイランス（急性呼吸器感染症の全国的な流行状況の把握等） ○人材育成及び研修の実施 ○DXの推進 ○分析結果の共有	○実施体制（有事の感染症サーベイランスの実施体制の整備） ○感染症サーベイランスから得られた情報の共有	○リスク評価 ・有事の感染症サーベイランスの実施 ・リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施			
情報提供・共有, リスクコミュニケーション	○新型コロナウイルス等の発生前における県民等への情報提供・共有 ・感染症に関する情報提供・共有 ・偏見・差別等に関する啓発 ・偽・誤情報に関する啓発 ○新型コロナウイルス等の発生状況に応じて県民等へ情報提供・共有体制の整備等 ・迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備 ・双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進	○迅速かつ一体的な情報提供・共有 ○双方向のコミュニケーションの実施 ○偏見・差別等や偽、誤情報への対応	○感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るための丁寧な説明 ○偏見・差別等に対する啓発の徹底	○感染拡大防止措置等の見直し時における丁寧な説明 ○病原体の性状等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて措置の強度が異なる場合における丁寧な説明（こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合）		○平時への移行に伴い留意すべき点の丁寧な情報提供・共有
水際対策	○国との連携（訓練等）	○新型コロナウイルス等の発生初期の対応（離島発生時に備えた検疫所・保健所の連携体制） ○検疫措置の強化への協力				
まん延防止	○新型コロナウイルス等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等	○まん延防止対策の準備（感染症法に基づく患者及び濃厚接触者への対応の確認）	○まん延防止対策の内容 ・患者や濃厚接触者への対応、患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等、事業者や学校等に対する要請、公共交通機関に対する要請			○まん延防止対策の評価、次の感染症危機に備えた対策の改善等
			○まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施を含めた強度の高い対策の実施 ○まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等 ・要請の検討（国あて）	【病原性・感染性のいずれも高い場合】 ○まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施を含めた強度の高い対策の実施 【病原性が高い場合】 ○患者や濃厚接触者への対応等の徹底 【感染性が高い場合】 ○強度の低いまん延防止対策の実施、宿泊療養や自宅療養等の体制確保、医療機関の役割分担の見直し 【特定のグループにおける感染・重症化リスクが高い場合】 ○特定のグループに対する重点的な感染症対策の実施	○強度の低いまん延防止対策の実施	

	準備期	初動期	対応期			
			封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特指法によらない基本的な感染対策に移行する時期
ワクチン	○研究開発 ・ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用（研究機関等の支援） ○ワクチン確保 ・ワクチンの接種に必要な資材の把握 ○ワクチンの供給体制 ○接種体制の構築 ○情報提供・共有 ○DXの推進	○ワクチン等の確保 ・ワクチンの接種に必要な資材（資材の確保） ○接種体制 ・接種体制の構築 ・接種に携わる医療従事者の確保に係る検討	○ワクチンや接種に必要な資材の供給 ・ワクチン等の流通体制の構築 ○接種体制（特定接種・住民接種の実施） ○情報提供・共有			
医療	○基本的な医療提供体制（地域における有事の司令塔機能を果たす部局の明確化，体制整備） ○予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備 ○研修や訓練の実施を通じた人材の育成等 ○新型コロナウイルス等の発生時のためのDXの推進 ○医療機関の設備整備・強化等 ○臨時の医療施設等の取扱いの整理 ○県連携協議会等の活用 ○特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保（離島対応を含む）	○新型コロナウイルス等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等 ○医療提供体制の確保等（感染症指定医療機関の受入体制の確保，医療機関に対し，G-MISの入力要請） ○相談センターの整備	○新型コロナウイルス等に関する基本の対応 ・国・JIHSの情報の医療機関，保健所，消防機関，高齢者施設等への周知，状況を踏まえ，段階的に医療提供体制を拡充，必要に応じて総合調整権限・指示権限の行使 【流行初期】 ○協定に基づく医療提供体制の確保等（流行初期医療確保措置協定締結医療機関における入院・外来の確保要請） ○相談センターの強化 【流行初期以降】 ○協定に基づく医療提供体制の確保等（協定締結医療機関における入院・外来の確保要請） 【特定のグループにおける感染・重症化リスクが高い場合】 ○リスクの高い特定のグループに対する重点的な医療提供体制の確保【病原性が高い場合】 ○感染症指定医療機関及び協定締結医療機関における重症者用病床の確保【感染性が高い場合】 ○全協定締結医療機関による対応等の医療提供体制の拡充 ○地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応 ○有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みへ変更			通常の医療提供体制への段階的な移行
治療薬・治療法	○治療薬・治療法の研究開発の推進 ・研究開発体制の構築 ・基礎研究及び臨床研究等の人材育成 ○治療薬・治療法の活用に向けた整備 ・医療機関等への情報提供・共有体制の整備 ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	○治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備 ・医療機関等への情報提供・共有 ○抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型コロナウイルスの場合）	○総合的にリスクが高いと判断される場合の対応 ・治療薬の流通管理 ・情報提供・共有 ○高齢者施設等における取扱い（協定締結医療機関と連携した医療支援体制の構築） ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（新型コロナウイルスの場合）			
検査	○検査体制の整備 ○訓練等による検査体制の維持及び強化 ○検査実施状況等の把握体制の確保 ○研究開発支援策の実施等	○検査体制の整備 ○研究開発企業等による検査診断技術の確立	○検査体制の拡充			
保健	○人材の確保 ○業務継続計画を含む体制の整備 ○研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 ○保健所及環境保健センター等の体制整備 ○DXの推進 ○地域における情報提供・共有，リスクコミュニケーション	○有事体制への移行準備 ○住民への情報提供・共有の開始	○有事体制への移行 ・保健所の感染症有事体制及び環境保健センター等の検査体制の確立 ・情報集約，地方公共団体間の調整，業務の一元化等の対応 ・住民の理解を増進を図るために必要な情報の市町村との共有 ・国・JIHSの調査研究等に対する協力 ○主な対応業務の実施 ①相談対応，②検査・サーベイランス（検査の実施範囲の判断，独自の感染症サーベイランスの実施），③積極的疫学調査（調査の実施，対象範囲・項目の見直し），④入院勧告・措置，入院調整，自宅・宿泊療養の調整及び移送，⑤健康観察及び生活支援，⑥健康監視，⑦情報提供・共有，リスクコミュニケーション ○感染状況に応じた取組 【流行初期】 ・迅速な対応体制への移行 ・検査体制の拡充 【流行初期以降】 ・流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し ・安定的な検査・サーベイランス機能の確保			○感染状況に応じた取組（再掲） ・保健所及び環境保健センター等における有事の体制等の段階的な縮小の検討・実施
物資	○感染症対策物資等の備蓄等 ○医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等	○感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ○円滑な供給に向けた準備	○不足物資の供給等適正化（個人防護具の配布） ○備蓄物資等の供給に関する相互協力 ○緊急物資の運送等（※） ○物資の売渡しの要請等（※） ※緊急事態措置時			
県民生活及び県民経済の安定の確保	○情報共有体制の整備 ○支援の実施に係る仕組みの整備 ○新型コロナウイルス等の発生時の事業継続に向けた準備 ○物資及び資材の備蓄 ○火葬能力等の把握，火葬体制の整備	○事業継続に向けた準備等の要請 ○遺体の火葬・安置 ・資器材等の備蓄	○県民生活の安定の確保を対象とした対応 ①心身への影響に関する施策，②教育及び学びの継続に関する支援，③物資の売渡しの要請等（※），④生活関連物資等の価格の安定等，⑤埋葬・火葬の情報収集等 ○社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 ①事業継続に関する事業者への要請等，②事業者に対する支援，③県，市町村及び指定（地方）公共機関による生活及び県民経済の安定に関する措置 ※緊急事態措置時			

鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画タイムライン（医療機関・保健所・環境保健センター）

[illegible]

	準備期 (平時)	初動期 (感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、政府対策本部が定める基本的対処方針が実行されるまで)	対応期			
			封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期
保健 (保健所)	○業務継続計画を含む体制の整備 ○保健所及び地方衛生研究所等の体制整備 ・健康危機対処計画及びBCPの策定 ・感染症サーベイランスシステムを活用した流行状況の把握体制の整備 ○保健所及び地方衛生研究所等の体制整備（再掲） ・G-MISを活用した協定締結医療機関の協定の準備状況の把握 ・地域における鳥インフルエンザの発生状況 ○地域における情報提供・共有，リスクコミュニケーション	○有事体制への移行準備 ・人員の参集や受援に向けた準備 ・物資・資器材の調達の準備	○主な対応業務の実施（県，保健所及び環境保健Cが相互に連携して対応する。） ①相談対応，②検査・サーベイランス，③積極的疫学調査，④入院勧告・措置，入院調整，自宅・宿泊療養の調整及び移送，⑤健康観察及び生活支援，⑥健康監視 【流行初期】 ○迅速な対応体制への移行 【流行初期以降】 ○流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し			
保健 (環境保健C)	○業務継続計画を含む体制の整備 ○保健所及び地方衛生研究所等の体制整備 ・健康危機対処計画及びBCPの策定 ・感染症サーベイランスシステムを活用した流行状況の把握体制の整備 ○保健所及び地方衛生研究所等の体制整備（再掲） ・国の訓練への参加 ・調査及び研究の充実 ・関連機関との連携体制構築 ・休日当の体制整備	○有事体制への移行準備 ・人員の参集や受援に向けた準備 ・物資・資器材の調達の準備	○主な対応業務の実施（県，保健所及び環境保健Cが相互に連携して対応する。） ①相談対応，②検査・サーベイランス，③積極的疫学調査，④入院勧告・措置，入院調整，自宅・宿泊療養の調整及び移送，⑤健康観察及び生活支援，⑥健康監視 【流行初期】 ○検査の実施 【流行初期以降】 ○検査体制の拡充 ○流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し ○安定的な検査・サーベイランス機能の確保			
物資 (医療機関) ※は努力義務	○医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等 ・個人防護具の計画的な備蓄（協定締結医療機関） ・個人防護具以外の必要な感染症対策物資等の備蓄・配置(※) ・必要な感染症対策物資等の備蓄・配置(※)	○感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ・必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認（協定締結医療機関）				